



平成 18 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社システムソフト  
代表者名 代表取締役社長 吉尾 春 樹  
( J A S D A Q ・ コード 7 5 2 7 )  
問合せ先 執行役員管理部長 緒 方 友 一  
TEL 0 9 2 - 7 1 4 - 6 2 3 6

### ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 18 年 12 月 20 日開催予定の当社第 25 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、取締役に付与する分については、取締役に対する報酬等として会社法第 361 条に定める事項、また、監査役に付与する分については、監査役に対する報酬等として会社法第 387 条に定める事項も、併せて承認を求めるものであります。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的として、当社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員ならびに社外協力者、提携取引先その他の者に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 取締役及び監査役の報酬としての相当性等

(1) 当社は平成 7 年 6 月 23 日開催の第 13 回定時株主総会において、取締役の報酬額については年額 162,800 千円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査役の報酬額については年額 20,000 千円以内とする旨承認され現在に至っておりますが、当該報酬枠の範囲内で、ブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した本件新株予約権の試算金額を基準として、ストックオプションとしての新株予約権による報酬等の承認を求めるものであります。

(2) 取締役に付与する分については、取締役の役務の対価として、ストックオプションの目的で付与するものであり、当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的とするものであることから、また、監査役に付与する分については、適正な監査に対する意識を高めることを目的とするものであることから、かかる新株予約権は、取締役及び監査役への報酬内容として相当なものと考えております。

なお、現在の取締役は 3 名ですが、取締役選任議案が承認可決された場合は総会終結の時をもって取締役 5 名となります。また、現在の監査役は 3 名で、全員社外監査役ですが、監査役選任議案が承認可決された場合は総会終結の時をもって監査役 4 名（うち社外監査役 3 名）となります。

3. 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の数の上限  
12,510 個

4. 募集新株予約権の払込金額  
無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）

5. 募集新株予約権発行の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 本新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下「目的株式数」という。）は、当初普通株式 100 株とする。

② 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 無償割当、分割又は併合の割合

③ 前号のほか、株式もしくは新株予約権の交付、合併、株式交換その他の組織再編、資本金の減少等により当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により目的株式数の調整を必要とする場合、取締役会の決議に基づき目的株式数を調整することができる。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの出資価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日における株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（1 円未満の端数を切り上げる。）。ただし、当該平均値が新株予約権の割当日の前営業日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、いかなる場合においても、出資価額は当初出資価額を上回らない。

② 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$

③ 前号のほか、株式もしくは新株予約権の交付、合併、株式交換その他の組織再編、資本金の減少等により当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合、取締役会の決議に基づき行使価額を調整することができる。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

平成 20 年 12 月 21 日から平成 30 年 12 月 20 日までの期間で、当社取締役会において決定する期間とする。

(4) 本新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合、その後、本新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合は、この限りではない。
- ② 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
- ③ その他の行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する割当契約書に定めるところによる。

(5) 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

(6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第40条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

(7) 本新株予約権の取得

- ① 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 本新株予約権者が第(4)項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(9) 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

(注) 上記の内容につきましては、平成18年12月20日開催予定の当社第25回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上